

府 共 第 1 0 2 号

令 和 6 年 3 月 8 日

関 係 各 位

内閣府男女共同参画局長

(公 印 省 略)

令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・就職時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和6年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

TEL : 03-5253-2111 (内 37552)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp